

法務省は相続手続きの際に必要な戸籍等関係書類一式（以下「戸籍の束」という）に代わり「法定相続情報証明制度」を本年5月下旬の制度開始を指して準備をしている。この制度は法務局で戸籍の束の内容を確認し、A4版一枚程度の用紙に誰が法定相続人であるか確認できるように家系図のような文書に証明文を付して、戸籍の束に代替する機能を備えた証明書を交付するものである。

通常、各相続の手続きにおいて、その手続き毎に戸籍の束の提出が求められる。書類の原本が返却されずに複数の戸籍の

束が必要となり、手続きの負担が増加する事がある。本来、相続登記を促進し所有者不明土地や空き家問題を解消する目的の制度であるが、順次、不動産以外の相続手続き（預金や車等の名義変更や相続税申告）にも利用できるようになる。詳細は近くの専門家や法務局に確認して下さい。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>